

2021年7月13日

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJ S A T株式会社

令和3年7月1日からの大雨による災害の被害を受けられた方々への 視聴料等の免除について【第4報】

令和3年7月1日からの大雨に伴う災害により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる76社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：小野 直路）とスカパーJ S A T株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：米倉 英一）は、令和3年7月1日からの大雨に伴う災害により、7月3日、7日、10日、12日に災害救助法が適用された下記の静岡県、鳥取県、島根県及び鹿児島県の9市2町において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域 （注）下線は第4報の追加適用分

【静岡県】

熱海市（あたみし）

【鳥取県】

鳥取市（とっとりし）

【島根県】

松江市（まつえし）

出雲市（いずもし）

安来市（やすぎし）

雲南市（うんなんし）

【鹿児島県】

出水市（いずみし）

薩摩川内市（さつませんだいし）

伊佐市（いさし）

薩摩郡さつま町（さつまぐんさつまちょう）

始良郡湧水町（あいらぐんゆうすいちょう）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、スカパー！オンデマンドご利用料金

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL : 0120-085-550 (10:00～20:00、無休)

以上